

社会福祉法人和木町社会福祉協議会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和木町社会福祉協議会定款第10条及び第25条の規定に基づき、当法人の役員、評議員並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 役員等の報酬及び費用弁償は、勤務形態に応じて次のとおり支給する。

会長については、月額10,000円の報酬を支給する。

会長を除く役員等については、報酬は支給しないこととし、日額1,000円の費用を弁償する。

(報酬の支給方法)

第3条 月額の報酬は毎月支給するものとする。

2 日額の費用弁償は、理事会、評議員会、監査並びに評議員選任・解任委員会に出席した場合その都度支給するものとする。

第4条 月額の報酬を受ける者が、月の途中において就任又は退任したときは、就任の日から又は退任の日まで当該月分の報酬を日割り計算により支給する。

(公表)

第5条 和木町社会福祉協議会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。